皇室事項

天皇皇后両陛下インド国御訪問御日程

天皇皇后両陛下のインド国御訪問の日程は、次のとおりである。

十一月二十日
午前　東京御発
午後　デリー（パラム空軍基地）御着
夜　タージ・パレス・ホテル（デリー）御宿泊

十一月二十一日
午前　市民及び在留邦人との御交流（ロディー庭園）
　御散策（ロディー庭園）
午後　在留邦人代表御接見（大使公邸）
夜　タージ・パレス・ホテル（デリー）御宿泊

十一月二十二日
午前　公式歓迎式典（大統領官邸）
　ラージ・ガート（ガンジー廟）御供花
午後　首相御引見（ハイデラバード・ハウス）（天皇陛下お一方）
　ネルー大学御訪問
夜　大統領閣下及び同令夫人との御会見（大統領官邸）
　大統領閣下及び同令夫人主催晩餐会（大統領官邸）
　大統領閣下及び同令夫人への御挨拶
　タージ・パレス・ホテル（デリー）御宿泊

十一月二十三日
午前　インド国際センター御訪問
　国際児童図書評議会（ＩＢＢＹ）インド支部関係者との御懇談（インド国際センター）（皇后陛下お一方）
　副大統領兼上院議長御引見（御宿舎）（天皇陛下お一方）
　下院野党議員団長御引見（御宿舎）（天皇陛下お一方）
午後　日本人学校御訪問
　大使夫妻主催レセプション（大使公邸）
夜　タージ・パレス・ホテル（デリー）御宿泊

十一月二十四日
午前　デリー（パラム空軍基地）御発
午後　チェンナイ（チェンナイ空港）御着
　カラクシェトラ芸術学院御訪問
夜　タージ・コロマンデル・ホテル（チェンナイ）御宿泊

十一月二十五日
午前　ギンディー国立公園内児童公園御散策
　市民との御交流（ギンディー国立公園内児童公園）
午後　タミル・ナド州知事夫妻御引見（州知事公邸）
　タミル・ナド州知事夫妻主催午餐会（州知事公邸）
　タミル・ナド障害者協会御訪問
　在留邦人茶会（御宿舎）
夜　チェンナイ（チェンナイ空港）御発

十一月二十六日
午前　東京御着

文化勲章親授式

十一月三日午前十時三十分、宮中において、高木郁太、岩崎俊一、中西進、小田嗣一及び本庶佑の文化勲章親授式を行われた。

官庁報告

官庁事項

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成25年11月７日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第１号
　一般財団法人海上災害防止センター
　理事長　岩男　雅之
　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
２．変更のあった事項
　⑴　登録学科講習実施機関の名称
　　変更前：独立行政法人海上災害防止センター
　　変更後：一般財団法人海上災害防止センター
　⑵　代表者の氏名
　　変更前：理事長　冨賀見栄一
　　変更後：理事長　岩男　雅之
　⑶　登録学科講習事務を行う事務所の名称
　　変更前：独立行政法人海上災害防止センター（本部）、同研修所
　　変更後：一般財団法人海上災害防止センター（本部）、同研修所
３．変更のあった日　平成25年10月１日
４．変更の理由　独立行政法人から一般財団法人への移行及び代表者交代等のため。

甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成25年11月７日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録消防実習実施機関第１号
　一般財団法人海上災害防止センター
　理事長　岩男　雅之
　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
２．変更のあった事項
　⑴　登録消防講習実施機関の名称
　　変更前：独立行政法人海上災害防止センター
　　変更後：一般財団法人海上災害防止センター
　⑵　代表者の氏名
　　変更前：理事長　冨賀見栄一
　　変更後：理事長　岩男　雅之
　⑶　登録消防講習事務を行う事務所の名称
　　変更前：独立行政法人海上災害防止センター（本部）、同研修所、同消防演習場
　　変更後：一般財団法人海上災害防止センター（本部）、同研修所、同消防演習場
３．変更のあった日　平成25年10月１日
４．変更の理由　独立行政法人から一般財団法人への移行及び代表者交代等のため。

登録安全担当者講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第91条第２号の規定に基づき公示する。

平成25年11月７日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　登録安全担当者講習実施機関第１号
　一般財団法人海上災害防止センター
　理事長　岩男　雅之
　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目３番１号
２．変更のあった事項
　⑴　登録安全担当者講習実施機関の名称
　　変更前：独立行政法人海上災害防止センター
　　変更後：一般財団法人海上災害防止センター
　⑵　代表者の氏名
　　変更前：理事長　冨賀見栄一
　　変更後：理事長　岩男　雅之
　⑶　登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称
　　変更前：独立行政法人海上災害防止センター（本部）、同研修所
　　変更後：一般財団法人海上災害防止センター（本部）、同研修所
３．変更のあった日　平成25年10月１日
４．変更の理由　独立行政法人から一般財団法人への移行及び代表者交代等のため。

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成25年11月８日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年11月７日

厚生労働大臣　田村　憲久